

谷口委員

公明党の谷口でございます。

ちょっと質問に入る前に、資料のちょっと確認をさせていただきたいと思っております。

報告資料の中の大涌谷のところですが、28 ページの下から 29 ページにかけてなんですが、28 ページの下にレベル 3 発表後ということで、対策会議を開催したと。29 ページの頭で、今後の対応としては、人的被害ゼロ、風評被害ゼロを目指して取り組んでいくということです。

その下に、教育局の取組が書かれているんですが、その 2 番のところに風評被害防止の取組ということで、正確な情報に基づき実施されるよう依頼をしたとあります。これからなんですけれども、これはレベル 3 に上がる前の話だと思っておりますが、対策会議の中で風評被害ゼロということ掲げられているんですが、今後、これは対策会議の中でこの辺の今後の教育局の取組の議論というのはあったのかどうか、ちょっとこれだけ確認させてください。

教育局長

対策会議の中では、主に防災関係、あるいは箱根町の状況、その情報を全体で共有しようということがあって、今後についてはこれからというような会議でございました。

谷口委員

はい、分かりました。

じゃあ、まだ、これレベル 2 に上がった後に各県立学校、また、県外のところに依頼をしたということでいいんですが、今後についてはこれからどうするか検討していくという理解でよろしいんですか。

教育局長

今、ちょうど火山の状況が動いている中で、町の方もどういような対策を組めるか、そういうことでございます。それから、避難という状況も出てきておりますので、それを踏まえて、今後検討していくというふうになるかと思っております。

谷口委員

はい、分かりました。ありがとうございます。

レベルが上がって対象区域が拡大されたということで、難しい判断になると思っておりますが、適宜適切な対応をお願いしたいと思います。

では、最初に、資料の中の補正予算に上がっています特別支援教育の充実について、2 点ばかりお伺いをしていきたいというふうに思います。

まず、アのタブレットのところについてお伺いをしていきたいというふうに思いますが、今回の補正で障害のある児童・生徒さんに、3 年間で実質的に 1 人 1 台のタブレット等を整備するということになっております。

最初に、現在の配備状況と、それから具体的にタブレット、少し配備されているというふうに伺っておりますが、どういうふうに活用されているのか、まずお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

特別支援学校でございますが、タブレット端末等は、平成26年度末時点で各校8台ずつの計216台を配備いたしております。また、ノート型パソコン等を含めると、合計で1,030台という配備状況でございます。

続きまして、授業等での活用でございますが、例えば言葉でのコミュニケーションがとりづらい児童・生徒に画面をタッチさせる、そういったことで音声が出力されます。本人の意思がそれによって確認できるということができたりしております。また、知的障害のある児童・生徒に対しまして、提示をいたしました課題が理解しやすいように、絵、イラスト、写真、動画などを用いながら授業を進める、手順書を提示するなどということによって理解を深めるということに活用されております。

高等部の職業教育におきましては、就労を見据えてエクセル、ワードといったソフトを利用して伝票入力、あるいは就労に向けた実体験などを行うなどして、特別支援教育の様々な場面でこのタブレット端末等のICT機器を活用しているところでございます。

谷口委員

はい、分かりました。

そのタブレットで今、御説明いただいた様々な取組をされているということなのですが、非常に効果が上がっているというふうにも伺っております。具体的に分かりやすく、ちょっとタブレットでの授業等を言葉で説明するのは難しいかと思いますが、イメージが湧く形で具体的な効果等をちょっと説明願えればと思います。

特別支援教育課長

特別支援学校におけるタブレット端末の活用場面ですが、例えば授業の中で児童・生徒と教員がやり取りする場面において、コミュニケーションが非常に円滑になるということがございます。例えば、音声の言語でやり取りをするというのは非常に難しいんですが、タブレットを用いて画面を見ながら、先ほど申しましたように、絵、イラスト、写真、そういったものを提示することによって、それを本人が指し示すというようなことで、お互いの意思が疎通できるということに活用できたりします。それから、例えば日々の生活の中で、本人が自分の体調の状況を伝えるということがなかなか難しい児童・生徒がおります。そういったときにも、タブレット端末で画面を示すことによって、それを本人が指し示すとか、何らかの方法で示す、そういったことでより安全な安心した学校生活か送れる、そういったこと、あるいは毎日、体調の状況をタブレット端末等で管理することによって状況を確認するとか、そういったことができております。

それから、やはり授業の中で、今までなかなか自ら積極的にいろんな意思を表示したり、そういうことをすることが難しい児童・生徒につきまして、この端末を活用することによって、能動的にその課題に取り組むであるとか、非常に集中する時間が短かったものが、自ら課題に取り組むことによって集中する時間が長くなると、そういった場面で効果があるというふうに報告を受けております。

谷口委員

よく分かりました。ありがとうございます。

それでは、平成26年度末で各校8台ずつということで、それだけ様々な成果が出ている中で、足りないという声がたくさんあったと思うのですが、これから、先ほど実質的に1人1台というふうになっているんですが、これは具体的にどういうことなのか、教えていただきたいと思います。

特別支援教育課長

特別支援学校の児童・生徒ですが、やはり障害の状況によって日々体調が変化するということがございます。あるいは集中力が続かないといったことがございます。そういった特性の中で、全ての授業時間の中でタブレット端末を活用するということではございませんので、実際には授業の状況、体調を見合わせながら、児童・生徒が使いたいときに使えるように、児童・生徒が1人1台を使うという考え方から、1人1台ということで試算をして、配備をするということでございます。

谷口委員

はい、分かりました。

それで、今後、台数が、3年間で実質的に1人1台設置ということで、これまでも大きく成果が、また、効果が上がっているというようなお話でした。

今後は、教員の方々がこのタブレットを本当に効果的に使っていただいて、そして活用していくということは非常に大事だと思うんですが、教員の方々のスキルアップというか、その辺についてこれから大事になってくると思いますが、その辺の取組についてお伺いしたいと思います。

特別支援教育課長

現状としては、やはり児童・生徒の中には、渡すことでもうどんどん進む児童・生徒も実際にはおるところですが、やはり授業に使うところで、教員自らが活用について熟知しておりませんと、なかなか進まないというふうに考えております。そういった中で、教員の研修につきましても、平成25年度から教育委員会と各学校の情報教育担当者が会議を構成しておりまして、その中でタブレット端末の活用について研修内容をまとめて各学校に配布するなど、活用方法の周知に努めているところでございます。

今後につきましても、このタブレット端末を活用した実践例を収集して、分かりやすい事例集として取りまとめて、タブレット端末の操作が不慣れな教員につきましても、教員一人一人がタブレット端末を効果的に活用できるように、また、総合教育センターで行われます研修への積極的な参加を勧めるなどして、研修の充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

はい、分かりました。

今、分かりやすい事例集のお話がありましたが、これ具体的にいつごろまでにまとめたいというふうに思っているらっしゃるか。

特別支援教育課長

時期につきましては、これから今年度かけて進めていく作業でございまして、そのように考えております。分かりやすい事例集の内容としては、例えば

特別支援学校の1日の授業の流れを想定しながら、朝から授業の場面ですとか、給食の場面ですとか、そういった流れの中で活用できる事例集というようなことを考えております。

谷口委員

はい、分かりました。

それで、これ事例集は、せっかくタブレットを入れてやるので、紙ベースも大事かもしれないんですが、PDF化してあげればとかということも大事だと思うのですが、その点についてはいかがでしょうか。電子ペーパーで皆さんに配布をしてあげるといったようなことも大事だと思います。

特別支援教育課長

委員御指摘のとおり、紙でつくるというよりも、やはり随時、各学校がその事例を共有できるように、電子ベースで共有できるような方法も検討してまいりたいと考えております。

谷口委員

ぜひよろしくお願ひしたいと思ひます。

それで、今回、補正で、このタブレットについては約9,500万円弱を組んでいるわけですが、今、お話で、大きな効果も上がってきているということで、ただ、今後、効果検証をして、できれば見える形で、対外的にもアピールできるような取組をしていった方がいいと思うんですね。予算もかなり使っていくわけで、ただ、現場の先生方に余り過度の負担にならないように、また、反対に対外的に神奈川発ということで、こういう取組をしていますというふうに発信していくということは、1つは、現場の方々にとっても励みになる部分もあるので、そういうところをうまくやりながら、あんまり大きな負担にならない中で工夫しながら、ぜひこの検証というのをやっていっていただきたいというふうに、これは要望ですので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

続いて、その下の特別支援学校の設備整備費についてですが、先ほど長田委員から若干質問がありましたが、県央地域の県央方面特別支援学校のことについて、若干お聞きしたいと思ひます。これは、過大規模化の解消という観点からちょっと伺っていききたいというふうに思ひます。

それで、これ事実関係ですが、最初に、今回の県央方面の学校で受け入れる児童・生徒さんを何人程度想定してらっしゃるのか、また、その学部とか、部門ごとにちょっと教えていただきたいと思ひます。

特別支援教育課長

県央方面特別支援学校のまず受入予定人数でございますが、全体で200人程度を予定しております。

学部、部門別ということでございますが、まず肢体不自由教育部門、小学部につきましましては20名程度、中学部、高等部がそれぞれ10名程度となっております。また、知的障害教育部門におきましては、小学部が40名程度、中学部も40名程度、高等部が80名程度に考えております。

谷口委員

はい、分かりました。

それで、新しく来年からスタートする県央方面については、どの範囲から児童さん、生徒さんが通ってくることになるのか、教えてください。

特別支援教育課長

まず、肢体不自由教育部門でございますが、通学区域といたしましては、海老名市、綾瀬市の2市を想定しております。また、状況に応じまして、厚木市在住の児童・生徒も通学してることがあります。続きまして、知的障害教育部門でございますが、通学区域といたしまして、海老名市、綾瀬市、座間市、厚木市の4市に在住の児童・生徒です。知的障害教育部門につきましても、状況に応じて、大和市、愛川町在住の児童・生徒も通学してくるというふうに想定いたしております。

谷口委員

はい、分かりました。

それで、今回の取組、今回、開学する目的として、過大規模化の解消に向けてというふうになっているわけですが、具体的にどの程度この過大規模化の解消に、今回の開校によって新しくつくることによって、どの程度この周辺で解消に向かっていくのか。先ほどの質疑でもあったように、自動的に強制だということではなくて、個々に相談をしながらということなので、一概に言えない部分もあるかもしれないですが、その辺分かれば教えていただきたい。

特別支援教育課長

新校の開校に伴いまして、周辺にあります特別支援学校5校に通学している児童・生徒が新校に通学するというふうに想定しております。したがって、その5校につきまして、周辺の特別支援学校の過大規模化が軽減されるというふうに想定しているところでございます。

谷口委員

具体的に、その5校をちょっと教えていただけますか。

特別支援教育課長

まず、5校ですが、伊勢原養護学校、それから座間養護学校、相模原養護学校、藤沢養護学校、茅ヶ崎養護学校、以上5校でございます。

谷口委員

はい、分かりました。

それで、今後、この過大規模化の解消に向けて、県として来年度以降、どういう計画を持たれているのか、確認しておきたいと思えます。

特別支援教育課長

特別支援学校の過大規模化に対応するため、まなびや計画に基づいて振興整備を進めているところでございます。5校プラス1分校というところで、既に3校の整備が終わっているところでございまして、この県央方面特別支援学校の平成28年開校以降につきましては、横浜北部方面校の整備を進めていくという計画でございます。

今後につきましては、新校整備後の各特別支援学校に在籍をします児童・生徒数の状況、それから地域の状況を踏まえながら検討してまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

はい、分かりました。

今回の県央方面については、県央地域の一人でありますので非常に期待をしておりますので、それぞれここに児童・生徒さんたちが喜んで通えるように、

ぜひ取組をしていただきたいと思います。

それとともに、これはもう要望ですが、大和ではもう長年にわたって、大和から多くの児童・生徒さんが瀬谷養護なり、三ツ境、座間、相模原、藤沢養護、また、平塚の方に通っておられます。是非、大和に養護学校という声を、これはもうずっと頂いておまして、ぜひ、これはもう要望にとどめますが、今後の検討の中でぜひこれも変えていただきたいと思いますというふうをお願い申し上げたいと思います。

続いて、ICTについてお伺いをしていきたいと思えます。

今回の報告にもありましたが、ICT推進指針を策定するという事で資料が出てまいりました。教育でICT化というのは本当に進めていくべきだと思いますし、今まで御苦労されたと思うんですが、御存じのように年金機構のウイルスの問題が起きて、どちらかというと、人災というか、本来ダウンロードしてはいけないものをして、仕事がやりやすいからということで手元のところでやったものが漏れてしまったということだと思えるんですが、今回の指針の中にどういうセキュリティ対策について位置付けているか、そのことをちょっとお伺いしていきたいというふうに思えます。

まず、ちょっと今回の確認ですが、先ほど申し上げた年金機構での情報漏えいの原因は、一体どこにあったのかと、見解を伺いたいと思えます。

ICT推進担当課長

日本年金機構の6月1日付けの記者発表によりますと、今回の原因に関しては職員の端末に対する外部からのウイルスメールによる不正アクセスというふうにしております。その後のところの各社の報道の中で、何か段階別に何個かのところに問題があったという形になってはいますが、3点ぐらいのところを取りまとめをさせていただきますと、まず厚生労働省が発出した文書と同じ件名のメールが公開アドレスに届いたところ、職員が安易にメールの本文中のホームページのアドレスをクリックしてしまって、ファイルをダウンロードして開いたことで、パソコンがウイルスに感染をしてしまった。これがまず第1です。

その後、ウイルスの仕込まれたファイルが添付されたメールが、公開されていない複数の職員のアドレス宛てに届いている。この後のところの部分で、一部の職員が添付ファイルを開いてしまったというところです。ここで、いわゆるウイルスの実行ファイルが付いていたということです。さらに、そもそも個人情報を含むファイルの暗号化ですとか、パスワードをかけるなどの対策がされていなかったということが問題だというふうにされています。

谷口委員

はい、分かりました。

県立学校でのそういう標的型の攻撃によるウイルス感染というのはそう被害はないのかどうか。また、実際にどういうふうに対応されているのか、お伺いします。

ICT推進担当課長

県の教育委員会においては、現在、同様のウイルスによる感染はなく、また、外部へ向かっての不正なアクセス等も確認されていません。よって、被害はないというふうに考えております。

県の教育委員会では、知事部局の行政情報ネットワークとは異なるネットワー

クを持ってありますが、同じように、メールの添付ファイル、ここで実行型のファイル、exeというふうによく呼ばれるものですが、こういうものは来た段階で、届く前の段階で、ネットワークの前の段階のところ、簡単に言うと、たたき落としてしまう、削除してしまうという仕組みをつくっております。

併せて、県立学校には、職員の方が無防備に開けてしまう危険性もございますので、6月3日付けで、標的型攻撃メールの特徴を明確に示して、それから更に対策について注意喚起を行いました。疑いがあるメール等が届いた場合には、私どものグループに至急連絡をしてくださいということで、連絡の徹底をしているところでございます。

谷口委員

はい、分かりました。

先ほど実行ファイルの拡張子のお話もありましたが、私も民間にいるときは必ず拡張子を表示させる設定にして、.exeとかというのは安易にクリックしないようにというようなことを言われておりましたけれども、今伺ったお話では、もう全部事前にリジェクトというか、迷惑メールじゃないですが、振り分けてしまうということでやられていると思います。

ただ、先ほどおっしゃられたように、すり抜けてくるという可能性もあるし、拡張子を後ろの方にスペースですらしておいて、手前のところはドキュメントの.docだったり、ワードの拡張子を何というんですかね、うそで付けてあったりとかということもありますし、何が起こるか分からない状況だと思うんですね。

そこで、この生徒さん、教員さんのパソコンのセキュリティ対策、インターネット関係のセキュリティ対策は、どういうふうにしているのか、改めて伺いたい。

ICT推進担当課長

まず、生徒の使用している教育用パソコンについてお答えをいたします。

これにつきましては、ホームページを見る場合は、あらかじめ当然有害サイト等には接続しないように、フィルタリングという措置をまずしております。さらに、パソコンへ保存したファイルは特別なソフトを使用しまして、電源を一旦落としてしまうと全て元どおりになってしまう、作業する前の段階に戻してしまうという、そういうようなソフトウェアを各パソコンに導入をしまして、全員が同じ環境で安全に利用できる仕組みを提供しております。

教員の方のパソコンでございますが、教員の使用するパソコンからも同様に、有害なページ等には、業務に不要なページ、当然そういうところにアクセスする必要はございませんので、これについてはフィルタリングをかけさせていただいているということが1つあります。

なお、教員は御承知のとおりで、個人情報を取り扱うことが非常に多うございます。そういう中で、安全に重要な電子データを保管する仕組みというもの1つ提供してございまして、通常、電子データを保管している各学校の所属に整備しているサーバーとは別に、セキュリティがより高いネットワークセンターの側に整備をした別のサーバーに自動的に暗号化がされて管理がされていく、保存していくという仕組みを設けて提供しております。

谷口委員

はい、分かりました。

今後、先ほどおっしゃられた児童・生徒さんの個人情報扱う上では、校務用パソコン、これも以前特別委員会で質問させていただきましたが、これがまだ1人1台になっていない状況の中で、今後、整備を進めていかれるとは思いますが、今の整備の状況、それから今後の整備計画について確認させていただきたいと思います。

I C T推進担当課長

今回お示ししました指針の中の15ページのところにも記載をさせていただきましたが、校務用のパソコンの整備についてですが、平成26年度から1人1台の校務用のパソコン整備を進めておりますが、平成26年度には1,750台の整備を完了しております。その結果ですが、平成26年度末の段階のところ、校務用のパソコンとして学校の中で使用されている台数は1万台余りございます。この1万台というのは、教育委員会が整備したもの、あるいは学校が個別に所属長として購入をしたもの、あるいは国の方から買取りの形で整備がされたもの、こういうものを合わせた形での台数でございます。

しかし、委員御指摘のとおり、学校長の許可を得て私物パソコンを学校で使っている台数が、まだ現状で2,700台余りございます。こういう中で、計画的に整備を進めたいというふうに考えております。

なお、平成27年度には約1,800台の整備を進めていく予定ではございますが、整備状況については毎年調査を明確に行って、適正な整備になるように、必要に応じてパソコンの更新も行い、さらに新規のものも付け、あるいは職員数は毎年変わりますので、移設等も行いながら行ってまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

はい、分かりました。

今、私物のパソコンが2,700台あるということなんです。このセキュリティはどういうふうにしているか、教えてください。

I C T推進担当課長

私物のセキュリティについてでございますが、まず1つは、ネットワークに必ずつなぐということをしておりますので、ネットワーク上のところで、フィルタリングも含め、様々なところのウイルス対策がまずされるということです。とはいえ、端末についてのウイルス対策ソフトも当然常備せざるを得ませんので、ここにつきましては教育委員会で統一したウイルス駆除ソフトを提供しているというのが現状でございます。

谷口委員

はい、分かりました。

そうすると、統一のものをダウンロードするなり、CD-ROMから入れるなりして、必ず学校で使う場合、そのウイルス対策ソフトを入れるということによろしいわけですね。

I C T推進担当課長

そのとおりでございます。

谷口委員

それで、学校から個人情報が入った電子データを、家に持ち帰って仕事せざ



るを得ない場合もあるかと思うんです。そういう場合にそのセキュリティ、USBフラッシュメモリがあるんだが、どうやってそのセキュリティを担保、確保しているのか、その辺のところを確認させてください。

ICT推進担当課長

委員御指摘のとおり、教員の場合には、やむなく個人情報を自宅に持ち帰って仕事をする場合がないとは言えないというところはございます。とはいえ、原則的には、個人情報は校外へ持ち出すことについては禁止をしております。やむなく持ち出す必要がある場合は、所属長のまず許可を得て、電子情報には暗号化、パスワードを必ず掛けるというところの部分のこれは人的な部分でございしますが、学校の方のところ、私物は当然、私物のUSBメモリは禁止しておりますので、組織的に学校が保管しておりますUSBメモリ等のところ、暗号化、あるいはパスワードを掛けるというところの部分、さらに最終的には、個人情報等持出許可願に持ち出す情報の詳細を記入して、安全に持ち帰るという形の指示が学校長の方から出るという形になっております。

谷口委員

分かりました。

そうすると、学校側から提供されたUSB、もう既にそのUSBの中に、パスワード設定、暗号化するソフト的なものが入っていて、それでセキュリティを確保するというところでよろしいですか。

ICT推進担当課長

基本的にはその形になっているはずです。

谷口委員

はずですよというのは、でも、そうなっているわけですよ。

ICT推進担当課長

学校に対して、申し訳ございません、このような仕組みのUSBメモリ等を学校の方で購入をしてくださいというところの指導をこちらの方でしておりますので、USBメモリについては必ずそうなっているというふうに申し上げてよろしいかと思えます。

谷口委員

ちょっと心配があるので、それはしっかり確認をしていただきたいと思えます。

それで、今回の年金機構もそうなんですが、基本的には安全と言われていた中で、不都合は多分、うっかりミスのものが入ったり、もともとちょっとデータを誰もが開き、職員がアクセスできるそういうサーバーに落としていたという、ダウンロードしていたという、ちょっとルール違反的なところもあったかと思うんですが、いずれにしても、やっぱり最後は人の意識が高まっていかなないと、本当にこのセキュリティというのは確保できていかないんじゃないかと思うんですが、その辺の研修とか、それから啓発とかという部分について、どういうふうに進めていくのか、お伺いしたいと思います。

ICT推進担当課長

教員の研修、啓発のことについてでございますが、まずは教員に成り立ての新採用の先生方につきましては、基本研修の中で情報モラルであるとか、個人情報等の研修を総合教育センターの方が全員に対して行っているというところ

がまず入り口でございます。さらに、本グループのところ総務室が中心となりまして、これは毎年でございますが、全校を対象として、個人情報等の電子情報の取扱いであるとか、仕組みについての確認等の研修を行いまして、さらにこれについては伝達研修でございますので、受講した人間が必ず学校に戻りまして、セキュリティ等の最新の情報ですとか、今回のところ、年金の関係も既にメールで出してありますが、こういうものを必ず学校の中で周知するという形で啓発をしております。

なお、各学校においては、計画的に事故防止会議等において、事故事例や個人情報取扱い等、一人一人の意識を高めることや、組織的に個人情報等の漏えいがないような仕組みづくりに取り組むなど、適切な扱いや保管法の啓発に今後も努めてまいりたいと思っております。

谷口委員

はい、分かりました。

最後に、先ほどUSBのお話なんですが、どうしても仕事上持ち帰らなきゃいけないケースもあると思います。ただ、今後、例えばそういうものを持ち帰らなくても、安全なクラウド上で、家からアクセスをして、クラウド上で様々な作業をするということによって、情報漏れのリスクも減ってくると思うんですが、これについてはどういうクラウドを使うか、これも例えば使っている業者さんが、例えばデータセンターが駄目になってしまった場合とか、いろんなリスクもあると思うんですが、いずれにしても、そういう記録媒体を持ち帰るよりも、クラウド上でしっかりとやった方がいいかと思うんですが、その辺について検討すべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

ICT推進担当課長

委員御指摘のとおり、USBメモリであるとか、それからCD-R等のメディアというものに保存して、個人情報を物理的に所持するという場合は、紛失のリスクというものは必ず完全に消えるものではないというふうに考えております。電子データ自体を学校から持ち出さずに利用ができるという仕組みがあれば、セキュリティの確保は非常に高い、確実にできるんだというふうにも考えております。

そのためには、まず1つ、委員の御指摘のクラウドというお話がございましたが、これを実現するためには、神奈川県の中では個人情報保護条例との整合性をまず図るというものととも、悪意のある人から個人情報を守ることができる強固なセキュリティを有する仕組み、これについてはどういうクラウドがよろしいかというお花ございましたこれを含めたところで、今後のところの部分で調査研究をしてまいりたいというふうに考えております。

谷口委員

ぜひ、今申し上げたクラウドも含めて、100%大丈夫だということはないと思っておりますので、意識の啓発、また、研修等も含めて、しっかりと取り組んでいただきたいと思っております。

最後、ちょっともう時間も限られていますが、夜間中学についてちょっとお尋ねしていきたいと思っております。

この夜間中学については、我が会派の西村議員が一般質問で質問させていただいて、また、高橋委員長も以前の文教の委員会でも質問させていただきました。

様々な取組をさせていただいているというふうに思います。

もう時間が限られていますので、全国の状況を確認したいんですが、どの程度夜間中学というのは設置されているのか、都道府県だとか学校数についてお伺いしておきます。

子ども教育支援課長

全国では現在 31 の夜間中学が設置されてございます。設置している都道府県でございますが、東京都、千葉県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、広島県、そして本県の 8 つの都府県でございます。

谷口委員

それで、神奈川県内で学んでいる方々の状況もお伺いできますか。

子ども教育支援課長

本県でございますが、横浜市の横浜市立蒔田中学校、川崎市の西中原中学校、2校にございます。県内の夜間中学で学んでいる方たちの状況でございますが、平成 27 年 6 月末の状況では、横浜、川崎合わせてですが、39 人の生徒が在籍してございます。このうち、外国籍の方が 31 人おりまして、割合としては 79.5% となっております。また、年齢構成といたしましては、多い順に、15 歳から 19 歳が 23 人、20 歳から 29 歳が 6 人、60 歳以上が 6 人となって、様々な年齢層の方が学んでございます。

谷口委員

それで、我が会派の質問に対して、要望に対して取組をさせていただいていると思うんですが、改めてどういう取組をさせていただいたのか、ちょっと確認させてください。

子ども教育支援課長

県教育委員会ではこれまで、文部科学省が隔年で実施している調査等を通じまして、県内の夜間中学の実態を把握するとともに、設置された学校において定数法に基づき、県費職員を配置してございます。また、一昨年度、県と川崎市の協議により、川崎市における入学要件が在住のみでございましたが、これを在住・在勤に変更いたしました。

さらに、昨年は、県教育委員会のホームページに、横浜市及び川崎市の夜間中学の案内をリンクし、夜間中学の広報に努めてございます。

谷口委員

はい、分かりました。

それで、中には神奈川県内から東京の夜間中学に通ってらっしゃる方もいて、今、県の取組で、川崎については在住だけだったのが在勤の方も入れるようになったという、この点については感謝を申し上げたいと思いますが、川崎、横浜以外、在勤も在職していない方々が今後、横浜、川崎にある学校に通える、若しくはそれ以外のところでそういう夜間中学ができて、通える環境をつくっていただくというのは非常に大事だと思うんですが、今後、どのように取り組んでいくのか、その辺のところも含めて、お伺いしておきたいと思います。

支援部長

国におきましては、昨年の 7 月に教育再生実行会議の第 5 次提言で、夜間中学校についてその設置を促進するというふうなことがございます。また、同年の 8 月の子供の貧困対策に関する大綱におきましても、夜間中学の設置促進が

述べられているところでございます。さらに、超党派の議員連盟が、年齢、国籍にかかわらず義務教育を受ける機会を与えられるようにする、そういうふうなことを基本理念としました多様な教育機会確保法、これは仮称案でございますが、これを今国会に提出するというふうな方針であるというふうなことが報道されているところでございます。

夜間中学につきましては、現行ではあくまでも市町村が設置をするということにはなっておりますが、県教委といたしましても、その必要性に鑑みまして、国の動向を注視しつつ、できる限り対応してまいりたいと思っております。

谷口委員

ありがとうございます。

もう時間もありませんので、要望にとどめますが、まずは県内の方々に夜間中学に学びたいと思っらっしゃる方々の実態をまずは把握をお願いしたいというふうに思います。その上で、今、御説明あったように、8割近い方が外国人ということで、日本語教育の担当の教員の配置とか、それから今後またこういう夜間中学があるよという広報についても、ホームページでリンクは張っていただいておりますが、それ以外のカナフルTVなど、様々な広報の手段を使って、ぜひアピールをしていただきたい、そういうふうに思いますので、ぜひともよろしく願いいたします。